

# 香川県教職員の職場復帰支援の手引き



香川県教育委員会

平成22年5月

## 目 次

はじめに	1
1 基本的な考え方	2
2 職場復帰支援の流れ	3
3 留意事項	4
4 各段階におけるサポート	6
<第1ステップ> 病気休業開始及び休業中	7
<第2ステップ> 職場復帰支援プログラムに向けて	11
<第3ステップ> 職場復帰支援プログラムと健康審査会	18
<第4ステップ> 職場復帰後	25
5 資 料	29
6 参考文献・資料	52

## はじめに

文部科学省の調査結果によると、平成 20 年度に病気のため休職した全国の公立学校教職員の数が 8,578 人（前年度比 509 人増加）に達し、これまでの最多となった。そのうち、精神疾患は 5,400 人（前年度比 405 人増加）であり、病気休職全体の 63%となっている。

香川県においても、病気休職者の教職員数は年々増加している。平成 20 年度の病気休職者は 59 人（前年度比 1 人増加）で、そのうち精神疾患によるものは 34 人（前年度比 3 人増加）となっており、病気休職全体の 58%を占めている。

職場復帰のための対策については、厚生労働省が平成 16 年 10 月に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を発表しており、平成 21 年 3 月に改訂が行われている。

香川県教育委員会では、平成 19 年 4 月に「香川県教職員の心の健康づくり計画」を策定した。その中で「三次予防」として「職場復帰支援」についても記しているが、より具体的で適切な支援を行うために、今回「香川県教職員の職場復帰支援の手引き」を作成した。

職場復帰は、所属長や教職員とその家族にとって極めて重要な課題である。各所属において、「香川県教職員の心の健康づくり計画」（平成 19 年 4 月）とともに、本手引きが活用され、教職員の心の健康問題の予防から職場復帰に至るまで、適切な対策が講じられることが望まれる。

なお、「香川県教職員の心の健康づくり計画」（平成 19 年 4 月）は、教育委員会事務局及び県立学校の教職員を対象とするものであるが、この「香川県教職員の職場復帰支援の手引き」は、小・中学校の教職員の職場復帰支援にも活用できる内容となっている。

平成 22 年 5 月

# 1 基本的な考え方

## (1) 目的

心の健康問題で休業している教職員が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするためには、休業開始時から職場復帰後までの流れを明確にし、各段階において適切な支援を行うことが必要である。

職場復帰支援の目的は、「休業した教職員が円滑に職場復帰し、再発を防ぎ心の健康を維持するとともに、継続的かつ安定的に業務ができるようにすること」である。プライバシーに十分配慮しながら関係者との連携をもって支援することが望まれる。

## (2) 対象

この手引きは、主として、管理監督者※が行う支援の観点から作成した。

所属に病気休職者が発生した場合を想定しているが、「1か月以上の病気休暇取得者」への支援にも応用できる。(その場合は、「職場復帰支援プログラム」「健康審査会」等のプロセスは省略して行う。)

また、この手引きで扱っている内容は、主に「教員」を対象にしたものである。「教員」以外の職員の職場復帰支援については、「こころいきいきプラン(香川県職員の心の健康計画づくり計画)」も参考に行うこととする。

※ 管理監督者とは…

<事務局> 教育長、教育次長、課長、副課長、課長補佐、グループリーダー 等

<教育機関> 所長、所長補佐、次長、課長 等

<公立学校> 校長、副校長、教頭、事務(部)長 等

## (3) 精神疾患の特性

精神疾患は、身体疾患と比べて、その発生過程や程度などに個人差があり、支援が非常に難しいとされている。また、発症につながるストレス要因は職場に限定されず、家族やライフステージの問題など職場以外のストレスも複雑に絡み合っているケースも多い。個々のケースに応じて、適切なタイミングで適切な支援をすることが肝要である。

精神疾患の回復に要する期間は、個人差が大きく、数か月で回復することもあれば数年かかることもあり、再発を繰り返すケースもある。また、回復にいたる過程も人それぞれで、治療を開始するとともに着実によくなってゆく人もいれば、改善が見ら

れない期間が長く続いた後に、速やかに健康を取り戻してゆく人もいる。

職場復帰しても、治療を継続している間はストレスを受けやすかったり、疲れやすかったりするので、完全に健康な状態に回復しているとはいえない。本人の状態が安定するまでは管理監督者をはじめ、周囲の教職員が見守り、配慮することが必要である。

#### (4) 復帰の時期

学校においては、区切りの良い年度初めなどから復帰することを期待される場合が多い。しかし、そのような繁忙期における復帰は、本人にとって心身に大きな負担がかかることや、受け入れ側も多忙のため、きめ細かい復帰支援が行い難くなることあることを念頭においておく必要がある。

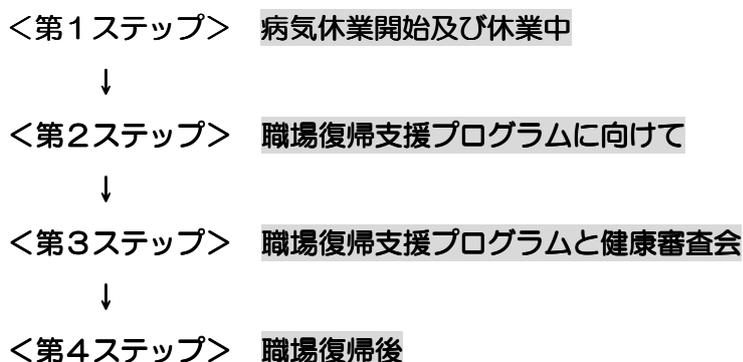
このようなことから考えると、むしろ、夏季休業・冬季休業などの期間に復帰し、徐々に慣らしていくような「緩やかな復帰」が望ましい場合もある。

また、復帰する曜日の影響についても一考を要する。月曜日から復帰するよりは、週の半ばあたりから復帰した方が、生活リズムの急激な変化に伴う負荷や疲労が少なくてすむ。

このようなことから、復帰の時期とタイミングについても事前に検討しておくことが必要である。

## 2 職場復帰支援の流れ

職場復帰支援は、以下の4つの段階に分けて行うこととする。



### 3 留意事項

本人の状態には個人差があり、また学校によって教員への役割期待も異なるため、それぞれの事情に応じて、組織的かつ計画的に支援を行うことが必要である。この手引きは、参考資料として取り扱い、柔軟に支援を検討することが望ましい。

職場復帰支援にあたって、管理監督者は以下の点に留意する必要がある。以下に示した各項目については、それぞれチェックできるよう、左に□を付している。

#### 基本姿勢

- 普段から教職員とのコミュニケーションを心がけ、良好な人間関係を構築しておく。
- 普段から管理監督者同士（校長・教頭など）のコミュニケーションを心がけ、良好な人間関係を構築しておく。
- 普段から教職員同士で支え合う体制づくりを心がける。
- 教職員一人ひとりの心身の状態に目を配るとともに、職能集団（学年団・教科・分掌等）ごとの状態も把握しておく。
- 心の健康問題の特性として、本来健康問題として起きている言動が、性格や適性などといった健康問題とは別の指標によって評価が行われやすく、心の健康問題には、なお誤解や偏見が根強いことに留意しておく。
- 所属の教職員が「メンタルヘルスに関する基礎知識」や「心の健康問題に対する正しい態度」を身につけるため、普段から計画的に「教育研修」や「情報提供」を行う。

#### 本人とのコミュニケーション

- ストレス要因は、職場におけるもの（職務の過剰な状況、児童生徒との関係、保護者との関係、上司や同僚との関係など）とそれ以外のもの（家族問題、経済問題、健康問題、交通事故など）が考えられるので、ケースに応じて慎重に対応する。
- 不調に陥った教職員に対して、温かい気持ちで接する。
- 焦らずに、本人の状態に合わせて支援を進める。
- 常に“傾聴”することを心がける。
- 話をするときは、ゆっくりと穏やかに話す。
- 大切なことを伝えるときには、口頭だけでなく文書やメモを渡すとともに、病状や緊張感から注意集中力が低下していることがあるため、こちらが伝えたことが本人に理解できたかどうかを確認しておく。

#### 関係者との連携

- 一人で抱え込まず、他の管理監督者（副校長・教頭等）や関係教職員（支援パートナー※等）、

専門家（主治医・産業保健スタッフ※※等）と連携する。

※ 支援パートナーとは… 本人にとって身近な存在であり、本人のサポートを行う教職員（学年主任等）

※※ 産業保健スタッフとは… 産業医（保健管理医）・メンタルヘルス相談員（臨床心理士・保健師等）

- 本人の家族の理解や協力も重要であるため、必要に応じて家族と情報交換を行うなど、連携を図る。
- 本人への対応等について関係教職員と協議し、共通理解を図る。（プライバシーの保護に配慮する。）
- 本人の業務を他の教職員で分担する場合、特定の教職員に過度の負担がかからないように配慮する。

### **職場復帰の流れ**

- 職場復帰支援は、すでに「休業開始時」から始まっており、「職場復帰後」も継続することを認識しておく。
- 手引き全体に目を通し、どの時期に何をしなければならないのかなど、職場復帰の全体的な流れを把握しておく。
- 職場復帰の手続きについて不明なことは、産業保健スタッフや教育委員会の担当者に確認を取りながら進めていく。

<担当者>	県立学校 … 県教育委員会
	小・中学校 … 各市町教育委員会、県教育委員会教育事務所

### **プライバシーの保護**

- メンタルヘルスに関する健康情報等は慎重に取り扱い、プライバシーの保護に努める。
- 本人の情報は管理監督者が集約・整理し、一元的に管理する。
- 主治医、家族、その他学校外の者からの情報収集または情報提供は、原則として本人の同意を得てから行う。
- 主治医、家族、その他学校外の者からの情報収集または情報提供は、その使用目的に同意を得た上でを行い、その目的以外に使用しない。
- 本人や家族と面談をする場合は、プライバシーに配慮した場所（校長室など）で行う。

### **関係書類とその管理**

- 各段階での状況を正確に記録する。（いつ、誰が、誰と、どこで、どういう話をし、状況はどうであったか 等）
- 関係書類（診断書、記録等）は、プライバシー保護に留意して、鍵のかかる場所に厳

重に保管する。

- 該当教職員の個人ファイルを作り、関係書類を1つにまとめておく。
- 書類の提出は、小・中学校は各市町教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ行う。

＜書類の流れ＞ 県立学校 → 県教育委員会

小・中学校 → 各市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会

### セルフケア

- 管理監督者自身の心身の健康状態にも十分留意する。（支援する側のストレスは大きいものであることを知っておく。）
- 管理監督者自身の健康状態によっては、他の管理監督者に役割を代替してもらおう。
- 本人の職場復帰を支援していくうえで困難を感じたときは、必要に応じて「管理監督者のための相談窓口」を活用する。

（健康福利課メンタルヘルス相談窓口：087-832-3798）

## 4 各段階におけるサポート

本手引きによる職場復帰支援の流れは、病気休業開始時から職場復帰後まで、4つのステップからなっている。

各ステップにおいて管理監督者が行う支援内容について、7ページから28ページに示している。それぞれの支援内容がクリアーできているかどうかチェックできるよう、各項目の左に□を付しているので、確認しながら支援を進めていただきたい。

## <第1ステップ> 病気休業開始及び休業中

### 本人の状態

休業に入ってほっとする一方、「自分の仕事は誰が引き継いでいるのだろう」「急に休むことになって申し訳ない」「自分はもう必要とされていないのではないか」「ちゃんと復帰できるのだろうか」「このまま退職になると、生活はどうすればよいのか」といった複雑な思いが交錯する。職場に対する罪悪感や不信感、孤立感や将来不安などから、気持ちが動揺したり、一時的に不安感が高まったりすることも少なくない。

一日中横になって過ごしたり、眠り続けたり、生活リズムが乱れ、一見病状が悪化したかのように見られることもあるが、これは本人の健康回復にとって必要なプロセスである。

ある程度落ち着いてくると、健康を損なうきっかけとなったこれまでの自分と仕事との関わりや人間関係などを振り返り、これからの生き方・あり方について考えられるようになることもある。

### この時期に必要な支援

#### 本人への情報提供

- 休業開始時に、本人と面談を行い、以下のことを伝える。(本人との面談が困難な場合は、家族と面談して伝え、家族から本人に伝えてもらう。)
  - 安心して療養に専念してほしいこと
  - 復帰したいという気持ちになれば、いつでも受け入れること(復帰を待っていること)
  - 休業開始から職場復帰後まで支援すること
  - 休務中に支払われる給与に関すること(→ 資料を渡す)
  - 傷病手当金の支給(公立学校共済組合)に関すること(→ 資料を渡す)
  - 掛け金の納付(公立学校共済組合・教職員互助会)に関すること(→ 資料を渡す)
  - メンタルヘルス相談窓口(→ 資料を渡す)  
(→ 家族も利用できることを伝える)
- 休業中の連絡の取り方(方法・ペース)※について、本人と相談して決めておく。  
(自宅への訪問は負担に感じる場合が多いので、電話が望ましい。)
  - ※ 学校との接触をしばらく持たないことが本人の回復に必要であると主治医が判断した場合は、主治医の判断に従う。
  - ex. 「月1～2回程度、連絡を取りたいのですが、お電話してもいいですか？」
    - 本人の状況によって、しばらくメールでの連絡を希望する場合もある。
  - 「お電話するのは、何時頃がいいでしょうか？」
    - 可能なら、“第1・3金曜日の午後4時頃”などと予め決めておくとよい。

- 休業開始から約1か月後（本人の状態が落ち着いた頃）、本人に連絡をし、次のことを伝えておく。（本人の病状によっては、伝える時期を先延ばしにする。）
  - そろそろ復帰できそうだと思うときは、申し出てほしいこと
  - 復職の手続きには、約3か月かかること
  - 復職予定日の約2か月前に、本人の希望により「職場復帰支援プログラム」※を利用できること
    - ※ 「職場復帰支援プログラム」とは…
      - 休職者が復職前にその職務についてウォーミングアップすること
  - 復帰前には、「教職員健康審査会」※が開催されること
    - ※ 「教職員健康審査会」とは…
      - 教職員の健康管理の一環として、健康審査を適正に行い、教職員の健康の保持を図るとともに教育の円滑な実施を確保するため、設置された会議
  - 心身の調子により、休職期間の延長は可能であること（最長3年間）

### **本人との情報交換**

- 月に1～2回、本人に連絡を取り、以下のような項目について状況の確認を行う。ただし、無理に聞き出して本人に負担をかけることのないよう、配慮する。（本人の同意を得たうえで、家族から情報を得る場合もある。）
  - 体調
  - 家での過ごし方（生活の様子）→ ゆっくり休養できているかどうか確認する
  - 治療の状況
- 本人の希望を確認したうえで、学校の様子（行事のお知らせや報告など）※を伝えてもよいが、本人の心理的負担になるような内容は控える。
  - ※ 病状によっては、学校の話は控えた方がよい場合があるので、主治医に確認しておく。

### **家族との連携**

- 今後、必要に応じて家族に連絡を取ることにについて、本人の同意を得る。
- 必要に応じて、家族との情報交換を行う。（本人と十分に話ができない場合など）
- 家族の支援状況を確認する。（本人を通じて確認してもかまわない。）
- 家族にも、メンタルヘルス相談窓口の案内をする。（本人の面倒をみる家族が疲弊してしまうこともあるため、家族の心理的負担を軽減することも必要。）

### **教職員への対応**

- 診断書に記載された病名などの健康情報は、教職員の健康管理に携わる職員以外の者が情報を取得することのないように、その取り扱いには十分に注意する。

- 本人の当面の休務期間の見込みを伝える。
- 本人の健康情報について、どの程度まで伝えるのか、事前に本人と相談し、本人の同意を得たうえで説明を行う。
- 休務中の教職員の分掌業務の割り振りにおいて、業務上の負担が生じた教職員については、特に注意して見守り、負担が大きいようであれば、業務の分担を再検討する。  
(→ 本人が復帰するまでの間、継続する。)

### **保護者への説明**（とくに本人が学級担任などであった場合）

- 説明の方法と内容については、事前に本人と相談し、同意を得ておく。（プライバシーに十分配慮する。）
- 職場復帰する場合に備えて、当面の休務期間の見込み等を中心として説明する。（学級や保護者の状況をふまえて、適切に対応する。）

### **主治医との連携**

- 本人の健康回復にとって主治医との連携は極めて重要であるが、そのことが本人に不安を与えることもあるということを認識しておく。
- 本人に連絡をし、管理監督者が主治医と面談しても良いか、承諾を得る。  
(本人へのよりよいサポートのために医師と連携したいことを伝え、理解を求める。)  
(本人が希望すれば、本人が同席することにしてもかまわない。)
- 本人の承諾が得られたら、医療機関に連絡し、主治医に面談の時間をとってもらう。  
(本人から連絡をさせることは負担になるので、必ず管理監督者自身が連絡をする。)
- 主治医と面談し、本人の病状の把握や適切な療養などについて聴き取る。
- 主治医に対し、本人の業務内容、病休・休職制度、休務中に支払われる給与などのほか、職場復帰の制度や手続きについて、情報提供を行う。
- 管理監督者が月に1～2回本人に連絡をすることについて問題がないか、またその際、学校の様子（行事のお知らせや報告など）を伝えてもよいか、主治医に確認する。

### **産業保健スタッフとの連携**

- 病気休暇の期間が引き続き1か月を超える教職員がいる場合は、以下の文書を教育委員会に提出する。
    - 「**職場復帰支援希望調書**」
- ＜書類の流れ＞ 県立学校 → 県教育委員会  
小・中学校 → 各市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会
- 「職場復帰支援希望調書」に「希望有」とした場合、産業保健スタッフ（香川県教育委員会健康福利課内臨床心理士）から連絡を受けた後、面談を行う。（← 健康福利課内健康相談室にて）

□ 復帰後までの各段階において、必要に応じて連携を図ることを確認する。

(健康福利課メンタルヘルス相談窓口：087-832-3798)

## ＜第2ステップ＞ 職場復帰支援プログラムに向けて

### 本人の状態

回復にいたる過程は個人差があるが、回復を確実なものにする意味で、この時期の過ごし方は大切である。

一般的には、テレビを見たり、新聞を読んだりするなど、外の世界に気持ちが向くようになることが、回復の目安となることが多い。やがて、外出や買い物など、ゆとりのある時間を楽しめるようになる。

しかし、この時期は、精神的エネルギーの回復はまだ十分ではなく、疲れやすさが残る。知人と会ったり、電話に出たり、友人からのメールに返事を書いたりすることは、思いのほかエネルギーを消耗しやすい。

日課としての散歩やスポーツジム通いなどは、さらなる健康の回復と体力づくりに役立つものである。小旅行やイベントなどへの参加なども、心のリハビリテーションのために有効である。

徐々に仕事に対する意欲が出てきて、職場復帰への意識が高まる。しかし、現在の職場の様子を聞かされるとか、復帰後の役割が話題になるなど、復帰についての話が具体性を帯びてくると、不安や緊張が高まり、調子を崩すことがある。外見上は活動的に見えても、エネルギーが高まっているとは一概には言えない。

### この時期に必要な支援

「休職延長が可能な場合」と「休職延長が不可能な場合」があるので、それに応じて対応する。

#### 今回の休職期間が終了しても、休職延長が可能な場合

□ 本人の復帰希望の申し出を待つ※

- ・ 復帰を強要しない

(悪い例) ×「そろそろ復帰しないと不利になりますよ」

- ・ 生徒や学校側の都合から復帰を急かさない

(悪い例) ×「生徒のためにも早く復帰してください」

- ・ 印象や主観で復帰の時期を判断しない

(悪い例) ×「もうだいふ元気そうだから、復帰できそうですね」

- ※ この時期には、申し出があるまでは、ゆっくり待つことが大切である。

復職までの手続きには約3か月かかるため、場合によっては、復職予定日を延期することが必要になる。本人にとって無理のない復職予定日を設定し、休職延長の手続きを行う。

今回の休職終了予定日で、最長休職期間が満了となる場合（休職延長が不可能な場合）

- 休職期間終了予定日の3か月前までに、本人の職場復帰についての意思を確認する。
- （例）「あと数か月で休職期間が終わりになります。最長休職期間である3年がきますので、これ以上の延長はできないのですが、どのようにしましょうか？ご希望があれば、復職を試みるのも1つの方法かと思いますが、〇〇先生の健康の回復状態はいかがでしょう？またあらためて1週間後にご連絡してお返事を伺いたいと思っています。ご家族とも相談されて、ゆっくりお考えいただけたらと思います。よろしくお願いします。」

復帰希望の申し出がない場合（快復していない場合）

- 休職延長または他の手続きを行う。

復帰希望の申し出があった場合



**本人の状態の確認**

- 本人の状態について、以下のことを聞き取り、確認する。
- 症状は安定しているか（大きな落ち込み・気分の高揚はないか）
  - 主治医の指示どおり、定期的に通院できているか
  - 食事はとれているか
  - 十分な睡眠はとれているか
  - 昼間に眠気はないか
  - 体調面で気になることはないか（頭痛・腹痛・肩こりなど）
  - 規則正しい生活ができているか
  - 通勤時間帯に、一人で安全に通勤できるか
  - 週5日間、一定の勤務時間に、継続して就労できるか
  - 日中、どのように過ごしているか
  - 仕事に対する意欲は出てきているか
  - 職務を行うための体力は回復しているか
  - 職務を行うための注意力や集中力は回復しているか
  - 対人関係での問題はないか
  - その他、問題点はないか

**本人への情報提供**

- 本人に以下のことを伝え、職場復帰の制度や手続きについて理解してもらう。
- 復帰前には、本人の希望により職場復帰支援プログラムが実施される予定であ

ること

- 職場復帰支援プログラムは本人の希望によるものだが、スムーズな復帰のためには、実施することが望ましいこと
- 復帰前には、教職員健康審査会が開催されること
- 審査会の前には、教職員健康審査会の審査委員による事前診察が行われること

**職場復帰支援プログラム実施の希望がない場合** → □ 職場復帰支援プログラムの実施は見合わせ、健康審査会の手続きを進めていく。

**職場復帰支援プログラム実施の希望がある場合**

↓

#### **本人への情報提供**

- 本人に、以下のことを伝える。
  - プログラムは、復職に向けて徐々に心身の準備を行い、スムーズな復帰をするためのものであること
  - プログラムの実施にあたっては、本人の「職場復帰支援プログラム実施願」と主治医の「診断書」（職場復帰支援プログラム実施要綱・第2号様式）の提出が必要であること  
→ 情報提供後、本人に書類を送付しておく。
  - プログラムは、休職期間中に行うものであり、事故等が発生しても公務災害扱いとはならないこと（県教育委員会が「普通傷害保険」および「施設賠償責任保険」に加入しており、その対象となる。）
  - プログラム中の給与、手当についても、休職期間中の取扱いになること
  - プログラムは、復職予定日の2か月前を目処に開始すること
  - プログラムは、原則として4週間行うこと
  - 通院等によりプログラムを休むことがあっても、差し支えないこと
  - プログラム中の授業、児童生徒への指導は、補助的な内容が基本となること
  - 状況に応じて計画内容を変更するなど、柔軟に対応できること
  - 各段階はプログラムの目安であり、必ず達成しなければならないものではないこと
  - 心身の不調がある場合は、無理をしないこと

## 本人からの聴き取り

- 本人に、以下のことを尋ねる。遠慮せずに話せるよう、十分配慮する。
  - プログラム内容についての要望
  - プログラムについて分からないこと・疑問点
  - 不安に感じていること・気になっていること

## 家族との連携

- 家族に連絡を取ることにについて、本人の同意を得る。
- 家族に職場復帰支援プログラムの趣旨や内容について説明し、理解と協力を求める。
- 家族の支援状況を確認する。(本人を通じて確認してもかまわない。)

## 主治医との連携

- 本人に連絡をし、管理監督者が主治医と面談しても良いか、承諾を得る。  
(職場復帰支援プログラムについて医師のアドバイスを受けたいと伝え、本人の了解を求める。)  
(本人が希望すれば、本人が同席することにしてもかまわない。)
- 本人の承諾が得られたら、医療機関に連絡し、主治医に面談の時間をとってもらう。  
(本人から連絡をさせることは負担になるので、必ず管理監督者自身が連絡をする。)
- 主治医と面談し、治療経過や現在の状態について(業務に影響を与える症状・薬の副作用の可能性なども含め)確認する。
- 主治医に職場復帰支援プログラムの趣旨と内容を説明し、本人の状態がプログラム可能なレベルに達しているかどうかについて判断してもらう。
- プログラム可能な状態であれば、主治医から「職場復帰支援プログラム実施への意見」や「職場復帰支援プログラム実施上の配慮」を聞き取る。(本人持参の「診断書」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第2号様式)に記入してもらうようお願いする。)

## 職場復帰支援プログラム実施の申請 (復職予定日の3か月前を目処に申請する)

- 本人から、以下の文書を提出してもらう。
  - 「職場復帰支援プログラム実施願」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第1号様式)
  - 「診断書」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第2号様式)
- 以下の文書を作成する。
  - 「職場復帰支援プログラム実施に関する意見書」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第3号様式)
- 以下の書類を教育委員会に提出する。
  - 「**職場復帰支援プログラム実施願**」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第1号様式)

- 「**診断書**」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第2号様式)
- 「**職場復帰支援プログラム実施に関する意見書**」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第3号様式)

<書類の流れ> 県立学校 → 県教育委員会  
小・中学校 → 各市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会

#### 県教育長から承認通知があったとき



#### **職場復帰支援プログラム実施の準備**

- プログラムの日程を決定する。(復職予定日の2か月前を目処に開始し、1か月前に終了するように計画する。夏休みや冬休みなどがある場合は、早めに計画する。)
- 以下の点に留意して、プログラム計画を検討する。
  - 本人の状態を十分考慮する。
  - できるだけ本人の要望を取り入れる。
  - 主治医のアドバイスを取り入れる。
- 本人に連絡し、プログラム計画について伝え、無理がないか確認する。
- 本人の意向を取り入れながら、プログラム計画に訂正を加える。
- 以下の文書を作成し、教育委員会に提出する。
  - 「**職場復帰支援プログラム実施計画書**」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第5号様式)

<書類の流れ> 県立学校 → 県教育委員会  
小・中学校 → 各市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会

- 本人に「**職場復帰支援プログラム実施計画書**」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第5号様式)を送付し、事前にプログラム内容を知らせ、安心してプログラムに取り組めるようにする。

#### **主治医との連携**

- 主治医に「**職場復帰支援プログラム実施計画書**」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第5号様式)を送付し、内容をお知らせする。(本人にも、このことを伝え、了解を得ておく。)
- プログラムの中止やプログラム期間の変更(短縮・延長)が必要な場合は、速やかに校長に連絡してもらうよう、お願いする。

#### **教職員との連携(校内の支援体制づくり)**

- プログラム中の支援パートナーを決め、協力を依頼する。

- 支援パートナーとプログラム内容について十分協議し、共通理解を図る。
- プログラムの1週間前、教職員に対して、以下のことを伝え、理解と協力を求める。
  - 職場復帰支援プログラムの趣旨
  - プログラム計画の概要（期間、時間、内容）
  - 気を遣いすぎず、普段どおりに接すること
  - 病気について深く詮索しないこと
  - 本人の様子を見て、気がついたことがあれば管理監督者に報告すること
- 本人の休憩室を確保しておく。

**健康審査会の申請手続き**（復職予定日の3か月前を目処に申請する）

- 本人に以下のことを説明する。
  - 復帰にあたっては、「香川県教職員健康審査会要綱」に基づき、健康審査会で健康状況を審査してもらう必要があること
  - 健康審査会の役割は、復帰の可否と勤務軽減措置の程度について、健康面からの判断を行うものであること
  - 健康状態をみるため、審査委員による事前診察を受ける必要があること
  - 事前診察の結果は、事前診察を行った審査委員が審査会に報告すること
- 本人から、以下の文書を提出してもらう。
  - 「審査願出書」（香川県教職員健康審査会運営要領・第1号様式）
  - 「香川県教職員健康審査会に伴う事前診察について」（別紙（承諾書））
- 以下の文書を作成する。
  - 「審査申出書」（香川県教職員健康審査会運営要領・第3号様式の1）
  - 「観察報告書」（香川県教職員健康審査会運営要領・第4号様式）
- 以下の書類を教育委員会に提出する。
  - 「**審査願出書**」（香川県教職員健康審査会運営要領・第1号様式）
  - 「**審査申出書**」（香川県教職員健康審査会運営要領・第3号様式の1）
  - 「**観察報告書**」（香川県教職員健康審査会運営要領・第4号様式）
  - 「**香川県教職員健康審査会に伴う事前診察について**」（別紙（承諾書））

<書類の流れ> 県立学校 → 県教育委員会  
 小・中学校 → 各市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会

**事前診察のお知らせ**

- 事前診察について、事務局（県教育委員会健康福利課）から届いた以下の情報を本人に伝える。
  - 日時

- 審査委員名
  - 医療機関名
  - 医療機関の地図（住所・電話番号） → 事務局から送付された地図を本人に渡す
  - 事前に担当医師に連絡し、診察日時と持参物の確認をすること
  - 保険証を持参すること
- 本人に分からないことや不安なことはないか尋ね、もしあれば管理監督者がその解決をサポートする。
- （健康審査会に関する問い合わせ先 → 県教育委員会事務局健康福利課：087-832-3791）

### **産業保健スタッフとの連携**

- 必要に応じて、電話等で情報交換を行う。
- （健康福利課メンタルヘルス相談窓口：087-832-3798）

## ＜第3ステップ＞ 職場復帰支援プログラムと健康審査会

### 本人の状態

職場復帰支援プログラム開始直後は、久しぶりに職場（学校）に出てくるだけでも疲労が大きい。初めのうちは、周りの視線を気にしたり、同僚を避けたりするなど、周囲とのコミュニケーションがうまくできないこともある。

徐々に慣れてはくるが、不安・緊張感が継続するため、肉体的疲労とともに精神的疲労がたいへん大きい。睡眠に障害が生じてくると、不調に陥りやすい。

プログラムとして授業をすることにプレッシャーを感じるが、ある程度うまくできれば自信にもつながる。また、児童・生徒とのふれ合いにより、気持ちが明るくなることもある。

プログラムが終了すると、職場復帰までの間、自宅待機となる。プログラムの疲れがどっと出て調子を崩す場合があるため、ゆっくり休養する必要がある。休養して疲れが取れたら、規則正しい生活リズムを保つことができるよう留意し、心身ともに復職に備えることが大切である。

本人は、プログラムでうまくいかなかったことを過度に気にして落ち込んだり、健康審査会の審査結果がどうなるのか心配したりすることもある。多かれ少なかれ、誰でも復職後の勤務に不安を感じるものである。自分の気持ちを周囲の者に話して受けとめてもらうことで、しんどさは徐々に軽減される。

心の調子が安定してくると、復帰の日を待ち遠しく感じるようになる。

### この時期に必要な支援

#### ＜プログラム中＞

#### 本人へのケア

- 初日の朝、プログラム開始前に校長室で5分程度の面談を行い、以下のことを伝える。  
(教頭先生も同席することが望ましい。)
  - 計画はあくまでも目安なので、決して無理をしないこと
  - 不調時は、遅刻や早退も許可するので、遠慮せずに申し出てほしいこと
  - しんどいとき、つらいときは、支援パートナーまたは管理監督者に申し出てほしいこと
  - 少し休みたいときや一人になりたいときは、休憩室を利用してほしいこと  
(休憩室の場所を案内しておく。)
  - 必要な場合は、主治医と情報交換することがあるので、了承してほしいこと
  - 必要な場合は、家族にも連絡し協力を求めるので、了承してほしいこと
- 毎日、プログラム終了後に、本人・支援パートナー・管理監督者の3者が集まり、「ふ

りかえり」を行う。

- 本人が不安に感じていることや困っていることがあれば、それを解決するための手立てを講じる。
- 本人にとって負担が大ききようであれば、プログラムの内容を変更して負担を軽減する。

### **家族との連携**

- 必要に応じて、本人の同意を得たうえで家族と情報交換する。
- 家族の支援状況を確認する。(本人を通じて確認してもかまわない。)

### **教職員との連携**

- 本人が一人で抱え込むことがないように、常に支援パートナー等にサポートしてもらう。
- 毎日、本人・支援パートナー・管理監督者の3者が集まり、「ふりかえり」を行う。
- 他の教職員の様子を見て、本人への接し方に問題があれば、個別に話をして理解と協力を求める。
- 支援パートナー以外の教職員のサポートが必要な場合は、個別に話をして協力をお願いする。

### **主治医との連携**

- 必要に応じて、主治医に連絡を取り、プログラムの状況を伝え、アドバイスを求める。  
(本人の承諾を得たうえで行うこと)

### **プログラム計画の検討**

- プログラムの実施状況によっては、本人と協議のうえ、プログラム期間の短縮や延長を行う。
- 主治医から中止の指示があった場合、または、校長がプログラムを継続することが困難と判断した場合は、プログラムを中止する。
- プログラムを中止または変更する場合は、事前に教育委員会に連絡し、協議のうえ決定する。

<連絡> 県立学校 → 県教育委員会

小・中学校 → 各市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会

- プログラムを中止した場合も、本人・主治医・管理監督者で「ふりかえり」を行い、次につなげる。

## 書類の作成と提出

- プログラムの状況について、以下の記録を行う。
  - 「職場復帰支援プログラム観察記録」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第6号様式)

### ＜記載内容例＞

- ① プログラムに取り組む姿勢、態度、意欲
- ② 週ごとの課題の達成度
- ③ 同僚・児童生徒・保護者等とのコミュニケーションの状況
- ④ 日常的な会話、表情、態度

### ＜記載上の留意点＞

- ① 校長が自ら記載する。
- ② プログラムの状況をもとに、事実を正確に記録する。
- ③ 曖昧な表現は避け、分かりやすく記載する。
- ④ 私情をはさまない。
- ⑤ 関連資料(学習指導案等)を整理しておく。

- プログラムを中止または変更したときは、以下の文書を作成し、教育委員会に提出する。

- 「**職場復帰支援プログラム中止・変更報告書**」(職場復帰支援プログラム実施要綱・第7号様式)

＜書類の流れ＞ 県立学校 → 県教育委員会 小・中学校 → 各市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会
--

## 産業保健スタッフとの連携

- 必要に応じて、電話等で情報交換を行う。  
(健康福利課メンタルヘルス相談窓口：087-832-3798)

### ＜プログラム終了後＞

#### 本人へのケア

- とともにプログラムをふりかえり、成果を共有する。
- 再度、主治医の「診断書」(香川県教職員健康審査会運営要領・第2号様式)が必要であることを伝え、「診断書」(香川県教職員健康審査会運営要領・第2号様式)※を渡しておく。

※ ここでいう「診断書」とは、(香川県教職員健康審査会運営要領・第2号様式)であり、先に提出した(職場復帰支援プログラム実施要綱・第2号様式)とは異なるため、注意すること。

- 週1回程度、本人に連絡を取り、以下の項目について状況の確認を行う。ただし、無理に聞き出して本人に負担をかけることのないよう、配慮する。

- 体調

- 生活の様子（生活リズム等）
- 不安に感じていること、気になっていること
- 適宜、学校の様子（行事のお知らせや報告など）を伝える。（本人が心配するような内容は控える。）

### **家族との連携**

- 必要に応じて、本人の同意を得たうえで家族と情報交換する。

### **教職員との連携**

- プログラムが無事に終了したことを報告し、教職員とともに「ふりかえり」を行う。

### **主治医との連携**

- 本人に連絡をし、管理監督者が主治医と面談しても良いか、承諾を得る。  
（今後の対応についてアドバイスを受けたいと伝え、本人の了解を求める。）  
（本人が希望すれば、本人が同席することにしてもかまわない。）
- 本人の承諾が得られたら、医療機関に連絡し、主治医に面談の時間をとってもらう。  
（本人から連絡をさせることは負担になるので、必ず管理監督者自身が連絡をする。）
- 主治医と面談し、プログラム終了の報告を行う。
- 主治医から、本人の「生活能力」「就業能力」「就業上の注意点（対人関係も含む）」「家族への助言」について聞く。
- 本人持参の「診断書」（香川県教職員健康審査会運営要領・第2号様式）※に、上記のことを記入してもらうよう伝えておく。

※ ここでいう「診断書」とは、（香川県教職員健康審査会運営要領・第2号様式）であり、先に提出した（職場復帰支援プログラム実施要綱・第2号様式）とは異なるため、注意すること。

### **書類の作成と提出**

- プログラムの状況を十分検討し、以下の文書に意見を記載する。
  - 「職場復帰支援プログラム終了報告書」（職場復帰支援プログラム実施要綱・第8号様式）
- 以下の文書を速やかに教育委員会に提出する。（健康審査会の委員が本人の事前診察をする際、参考にするため、できるだけ早く書類を提出する必要がある。）
  - 「**職場復帰支援プログラム終了報告書**」（職場復帰支援プログラム実施要綱・第8号様式）
  - 「**職場復帰支援プログラム観察記録**」（職場復帰支援プログラム実施要綱・第6号様式）
  - 必要に応じて 関連資料（学習指導案など）
- 本人から以下の文書の提出があれば、速やかに教育委員会に提出する。（健康審査会で参考にするため、できるだけ早く書類を提出する必要がある。）

- 「診断書」(香川県教職員健康審査会運営要領・第2号様式) ※

※ ここでいう「診断書」とは、(香川県教職員健康審査会運営要領・第2号様式)であり、先に提出した(職場復帰支援プログラム実施要綱・第2号様式)とは異なるため、注意すること。

<書類の流れ> 県立学校 → 県教育委員会 小・中学校 → 各市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会
--

### 産業保健スタッフとの連携

- 必要に応じて、電話等で情報交換を行う。  
(健康福利課メンタルヘルス相談窓口：087-832-3798)

### <健康審査会>

- 健康審査会の開催日時を、事務局(県教育委員会健康福利課)からの文書により確認する。 → 「香川県教職員健康審査会(第2部会)の開催について」
- 健康審査会で報告する内容(5分程度)を準備する。
- 健康審査会に出席し、本人についての報告を行う(5分程度)。  
(本人の様子についてありのままを報告し、復職後の対応についても検討してもらうようにする。)
- 後日、香川県教育委員会教育長から「教職員の健康状況の審査結果について」(香川県教職員健康審査会運営要領・第8号様式の1または2)の通知があるので、審査結果について本人に伝える。

- |                            |
|----------------------------|
| 審査結果が“復帰不可「指導区分：A(要休業)」の場合 |
|----------------------------|
- 
- 休職延長または他の手続きを行う。
  - 主治医に報告する。

審査結果が“復帰可能「指導区分：B(要軽業)、C(要注意)、D(健康)」の場合
---

↓

### 職場復帰に向けての準備

- 「教職員の健康状況の審査結果について」(香川県教職員健康審査会運営要領・第8号様式の1または2)に記載された“指導区分”“指導事項”に基づき、以下の事項を含めた「職場復帰後支援計画※」を作成する。

※ 本人の調子にまだ波がある場合には、調子の低い状態に合わせて支援計画を作成する。

- 職場復帰日
- 業務サポートの内容と方法(受け入れ体制、支援の役割分担等)
- 業務内容や業務量の変更(校務分掌の変更等)

- 勤務制限（出張、時間外勤務、休日勤務等の禁止または制限 等）
- 公務における自動車運転の禁止または制限の要否
- 治療上必要なその他の配慮（診療のための外出許可、年次休暇の取得 等）
- 勤務時間（遅出、早退 等）
- 医師（主治医、産業医（保健管理医））による医学的見地からの意見（安全配慮義務に関する助言、その他職場復帰支援に関する意見）
- フォローアップ（方法、勤務制限等の見直しを行う時期 等）
- その他（本人が行う事項 等）
- 関係者（管理監督者、支援パートナー等）間で、「職場復帰後支援計画」が本人にとって適切な内容になっているかどうかを検討し、共有する。
- 本人の休憩室を確保しておく。

### <職場復帰まで>

#### 本人へのケア

- 受け入れに好意的であることを伝える。
- 復帰予定日を伝える。
- 復帰初日の朝に教職員全体への挨拶をすることについて相談する。（できれば本人がすることが望ましいが、負担が大きいようであれば管理監督者が代わりに話をすることも検討する。）
- 本人に「職場復帰後支援計画」を見てもらい、本人にとって適切な計画になっているかどうかを確認する。
- 職場復帰に関する意見や要望を聞く。
  - 業務内容に関する問題
  - 業務量に関する問題
  - 人間関係の問題
- 本人に不安などがある場合は、丁寧に聴き取り、実施可能な業務上の配慮を行うよう検討する。
- 復職後、3か月ごとに「健康状況報告書」（香川県教職員健康審査会運営要領・第9号様式）の提出が必要であることを伝える。
  - ※ 審査結果の指導区分が「C（要注意）・3（健康）」または「D（健康）」の場合は不要。
  - ※ 審査結果の指導区分が「1（要医療）」または「2（要観察）」の場合は、医師の診断書を添付することが必要。
  - ※ 少なくとも3回までは提出が必要。
- 引き続き、週1回程度、本人に連絡を取り、コミュニケーションを図る。
- 適宜、学校の様子（行事のお知らせや報告など）を伝える。（本人が心配するような内容は控える。）

### **家族との連携**

- 必要に応じて、本人の同意を得たうえで家族と情報交換する。
- 必要に応じて、家族からの意見や要望についても確認する。

### **主治医との連携**

- 本人の承諾を得て、主治医に以下のことを伝える。(本人を通じて伝えても、文書の送付でもよい。)
  - 健康審査会の審査結果(指導区分・指導事項)
  - 本人に求められる業務の状況
  - 「職場復帰後支援計画」(職場での対応や業務上の配慮の内容を含む)

### **教職員との連携**

- 本人の勤務軽減が必要な場合には、関係者に理解と協力を求めておく。
- 引き続き、支援パートナー(プログラム中、本人をサポートしてくれた教職員)に様子を見守ってもらうよう依頼する。
- 教職員全体に以下のことを伝え、理解と協力を求める。
  - 復帰予定日
  - 復帰後の業務上の配慮の予定
  - 気を遣いすぎず、普段どおりに接すること
  - 病気について詮索したり、むやみに励ましたりしないこと
  - 本人に関して気になること等は、管理監督者に報告や相談をすること
- 職場復帰する教職員に対して疑問や不安を抱く者がいる場合は、十分話し合いの時間をもち、理解と協力が得られるように努める。

### **保護者への説明**(とくに本人が学級担任などであった場合)

- 復帰予定日について伝える。
- 必要に応じて、保護者に説明を行う。ただし、説明の方法と内容については、事前に本人と話し合い、同意を得ておく。

### **産業保健スタッフとの連携**

- 必要に応じて、電話等で情報交換を行う。  
(健康福利課メンタルヘルス相談窓口：087-832-3798)

## <第4ステップ> 職場復帰後

### 本人の状態

復帰後も治療は継続されていることが多く、服薬の影響で朝起きにくいこともある。通院のための年次休暇や、体調に合わせた勤務の調整が必要な場合もある。以前のような集中力や持続力が回復するまでには、ある程度の時間がかかることが多い。

本人は、復帰を喜ばしく思う反面、「また元のように勤務できるのだろうか」という不安も抱えている。職場復帰支援プログラムは順調であったとしても、実際に復帰するとなると、かなりの負荷がかかるものである。些細なことで自信を喪失しやすく、不調に陥ることもある。

周囲に気を遣いすぎて疲れたり、休業中の業務まで取り戻そうと頑張りすぎたりする場合もある。不安・焦燥感に駆られて、自分のエネルギー以上の業務をこなそうとして無理をすると、再発のリスクが高まるので、注意が必要である。

### この時期に必要な支援

#### <復帰直後から復帰後3か月まで>

#### 本人へのケア

- 復職初日の朝、校長室で5分程度面談を行い、以下のことを伝える。(教頭も同席することが望ましい。)
  - 復職を心から喜んでいること
  - 決して無理はしないこと(再発を防止するためにも)
  - 「職場復帰後支援計画」に沿って勤務をしてもらう予定であるが、状態に合わせて柔軟に対応できるので、気になることや困ったことがあれば、遠慮せずすぐに支援パートナーまたは管理監督者に話してほしいこと
  - 業務上、必要な配慮があれば、申し出てほしいこと
  - 不調が生じたときは、支援パートナーまたは管理監督者に申し出てほしいこと
  - 少し休みたいときや一人になりたいときは、休憩室を利用してほしいこと
  - 必要な場合は、家族にも連絡し協力を求めるので、了承してほしいこと
  - 必要な場合は、主治医にも連絡し助言を求めるので、了承してほしいこと
  - 定期的に校長が面談を行うので、時間をとってほしいこと(当面は、週1回のペースで行うこと)
- 定期的に本人と面談する機会を持ち、以下のような内容について聴き取る。  
(復帰後1か月間は週1回、3か月までは2週間に1回程度のペースを目安とするが、問題が生じたときはその都度面談する。)
  - 体調(食欲・睡眠)

- 疾患に関わる症状
- 治療の状況
- 主治医の意見（病状・必要な配慮・今後の見通し）
- 遅刻・欠勤の状況
- 業務の状況（授業、その他の教育活動、校務分掌等）
- 児童・生徒とのコミュニケーション
- 保護者とのコミュニケーション
- 教職員とのコミュニケーション
- 家族とのコミュニケーション
- 家庭での過ごし方
- 気になっていること・困っていること
- 「職場復帰後支援計画」に基づいてサポートを実施するが、本人の状態を見ながら柔軟に「職場復帰後支援計画」を見直し、内容を修正する。
- メンタルヘルス相談窓口の案内をする。（→ 資料を渡す）

#### **家族との連携**

- 必要に応じて、本人の同意を得たうえで家族と情報交換する。

#### **教職員との連携**

- 本人に不安感や緊張感を与えないよう、学校全体の雰囲気づくりに配慮する。
- 本人への接し方に問題がある教職員がいる場合は、個別に話をして理解と協力を求める。
- 本人への配慮について、教職員のサポートが必要な場合は、協力を求める。
- 本人と関わりのある教職員（支援パートナーなど）から、本人の勤務状況・業務遂行能力等を聞き取る。
- 本人をサポートしている教職員に過度の負担がかかっている場合、業務分担について配慮する。

#### **主治医との連携**

- 必要に応じて、本人の承諾を得たうえで、主治医との情報交換を行う。

#### **産業保健スタッフとの連携**

- 必要に応じて、電話等で情報交換を行う。

（健康福利課メンタルヘルス相談窓口：087-832-3798）

## ＜復帰後3か月～およそ1年後＞

**本人へのケア**（最低1年くらいはフォローアップする。ケースによっては、さらに継続が必要である。）

- 定期的に本人と面談する機会を持ち、以下のような内容について聴き取る。  
（月1回程度のペースを目安とするが、問題が生じたときはその都度面談する。）
  - 体調（食欲・睡眠）
  - 疾患に関わる症状
  - 治療の状況
  - 主治医の意見（病状・必要な配慮・今後の見通し）
  - 遅刻・欠勤の状況
  - 業務の状況（授業、その他の教育活動、校務分掌等）
  - 児童・生徒とのコミュニケーション
  - 保護者とのコミュニケーション
  - 教職員とのコミュニケーション
  - 家族とのコミュニケーション
  - 家庭での過ごし方
  - 気になっていること・困っていること
- 「職場復帰後支援計画」に基づいてサポートを実施するが、本人の状態を見ながら柔軟に「職場復帰後支援計画」を見直し、内容を修正する。

## **家族との連携**

- 必要に応じて、本人の同意を得たうえで家族と情報交換する。

## **教職員との連携**

- 本人への配慮について、教職員のサポートが必要な場合は、協力を求める。
- 必要に応じて、本人と関わりのある教職員（支援パートナーなど）から、本人の勤務状況・業務遂行能力等を聞き取る。
- 本人をサポートしている教職員に過度の負担がかかっている場合、業務分担について配慮する。

## **主治医との連携**

- 必要に応じて、本人の承諾を得たうえで、主治医との情報交換を行う。

## **教育委員会への報告**

- 復職後3か月ごとに、本人から以下の書類を提出してもらう。
  - 「健康状況報告書」（香川県教職員健康審査会運営要領・第9号様式）

※ 結核性疾患で、指導区分C2の場合は、提出は不要

- 審査結果の指導区分が「1（要医療）」または「2（要観察）」の場合は、本人から以下の書類も提出してもらう。
    - 「診断書」 ← 主治医の診察を受ける
  - 本人から提出された「健康状況報告書」（香川県教職員健康審査会運営要領・第9号様式）に“所属長の意見”を記入する。
  - 以下の書類を教育委員会に提出する。
    - 「健康状況報告書」（香川県教職員健康審査会運営要領・第9号様式）
      - ※ 結核性疾患で、指導区分C2の場合は、提出不要
    - 「診断書」
      - ※ 指導区分が「3（健康）」の場合は、提出不要
- ＜書類の流れ＞ 県立学校 → 県教育委員会  
小・中学校 → 各市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会
- 3か月ごとに、少なくとも3回まで（復職後、約9か月後まで）提出する。
    - 1回目（3か月後）
    - 2回目（6か月後）
    - 3回目（9か月後）

### **就業制限の変更**

- 主治医の「診断書」に基づいて、就業制限についての見直しを行う。
  - ※ 指導区分が「3（健康）」の場合は、診断書は不要
- 就業制限を変更する場合は、本人ともよく相談したうえで決定する。
- 就業制限を変更する場合は、以下のことに注意する。
  - 本人の様子をよく観察する。
  - 本人と関わりのある教職員（支援パートナーなど）から、本人の様子を聞き取る。
  - 必要に応じて、本人の同意を得たうえで家族と情報交換し、意見を聞く。

### **産業保健スタッフとの連携**

- 必要に応じて、電話等で情報交換を行う。  
(健康福利課メンタルヘルス相談窓口：087-832-3798)

## 5 資料（様式等）

- ・ 「病気休職に入られる方へ」
- ・ 「相談窓口」
  
- ・ 「職場復帰支援（休業中のケア）フロー」
- ・ 「職場復帰支援希望調書」
  
- ・ 「職場復帰支援プログラム実施要綱」
  
- ・ 「職場復帰支援プログラム実施願」 (職場復帰支援プログラム実施要綱・第1号様式)
- ・ 「診断書」 (職場復帰支援プログラム実施要綱・第2号様式)
- ・ 「職場復帰支援プログラム実施に関する意見書」 (職場復帰支援プログラム実施要綱・第3号様式)
- ・ 「職場復帰支援プログラム承認書」 (職場復帰支援プログラム実施要綱・第4号様式)
- ・ 「職場復帰支援プログラム実施計画書」 (職場復帰支援プログラム実施要綱・第5号様式)
- ・ 「職場復帰支援プログラム観察記録」 (職場復帰支援プログラム実施要綱・第6号様式)
- ・ 「職場復帰支援プログラム中止・変更報告書」 (職場復帰支援プログラム実施要綱・第7号様式)
- ・ 「職場復帰支援プログラム終了報告書」 (職場復帰支援プログラム実施要綱・第8号様式)
- ・ 「副申書」 (職場復帰支援プログラム実施要綱・第9号様式)
  
- ・ 「審査願出書」 (香川県教職員健康審査会運営要領・第1号様式)
- ・ 「診断書」 (香川県教職員健康審査会運営要領・第2号様式)
- ・ 「審査申出書」 (香川県教職員健康審査会運営要領・第3号様式の1)
- ・ 「観察報告書」 (香川県教職員健康審査会運営要領・第4号様式)
- ・ 「香川県教職員健康審査会に伴う事前診察について」 (別紙（承諾書）)
  
- ・ 「健康状況報告書」 (香川県教職員健康審査会運営要領・第9号様式)
  
- ・ 「職場復帰後支援計画」 (様式例)

## 病気休職に入られる方へ

### 病気休暇期間中の給料

病気休暇の事由	病気休暇中に支給される給料
公務、通勤傷病	全額支給
私傷病（結核性疾患）	1年間全額支給
私傷病（非結核性疾患）	90日間（※）全額支給

※ 人事委員会の認める疾病（妊娠障害、国・県指定の特定疾病）は、180日間。

### 休職等期間中の給料 （給与条例第16条の2、外国派遣条例第4条、公益法人派遣条例第5条）

休職等の事由	休職等期間中に支給される給料
公務、通勤傷病	全額支給
私傷病（結核性疾患）	2年間 80/100      2年経過後無給
私傷病（非結核性疾患）	1年間 80/100      1年経過後無給

### 傷病手当金

傷病手当金は、組合員が公務によらずに病気やけがのために勤務することができず、そのために給料の全部又は一部が支給されない場合に支給されます。

**支給期間** … 病気やけがのために勤務することができなくなった日から以後3日を経過した日から通算して1年6ヶ月間（結核性の疾病は3年間）の範囲内

**支給額** … 病気やけがのために勤務することができなくなった期間、一日につき、**給料日額（給料月額×22分の1）×3分の2×1.25**に相当する金額  
給料が一部支給されたときは、傷病手当金の支給額が調整されることとなります。

※ 上記の支給額の調整によると、通常給料の8割が支給される時（休職して1年間。ただし、結核性の疾病の場合は休職して2年間）は支給されません。

### 傷病手当附加金

傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から、なお、療養のため引き続き勤務することができず、そのために給料の全部又は一部が支給されない場合に支給されます。

**支給期間** … 傷病手当金の支給期間が満了した翌日から6ヶ月間の範囲内

**支給額** … 一日につき、**給料日額（給料月額×22分の1）×3分の2×1.25**に相当する金額

### 公立学校共済組合及び教職員互助会の掛け金について

休職に入り、給料の一部が支給される場合は、給料から控除されます。ただし、給料の全部が支給されない場合は、掛け金を個人で納めていただくようになります。共済組合と互助会では納入手続きが異なるため、各々から手続きの文書で連絡します。

**公立学校共済組合** … 原則として、共済専用通帳を利用した口座振替払（月払）

**教職員互助会** … 納入通知書による年間一括払

## 相 談 窓 口

### 教職員相談室 こころと体の健康相談 ～臨床心理士・保健師による相談～

- ・日 時 第2・4土曜日（祝日等を除く） 9：00～17：00
- ・相 談 員 臨床心理士（メンタルヘルス相談担当）  
保健師（健康相談担当）
- ・場 所 教職員相談室 高松市西内町7番11号 香川県高等学校PTA会館2F
- ・予約受付 月曜日～金曜日、第2・4土曜日（祝日等を除く）  
9：00～17：00  
電話 087-823-8349

- ★ お電話でのご相談もお受けしています。
- ★ 誰にも知られずにご相談できます。匿名でもご相談できます。
- ★ 完全予約制です。あらかじめお電話でご予約ください。

### メンタルヘルス相談(管理監督者を含む)～臨床心理士による面接・電話相談～

- ・相談員 臨床心理士
- ・日 時 月曜日～金曜日（祝日等を除く） 9：00～17：00
- ・場 所 教育委員会事務局健康福利課内 健康相談室  
高松市天神前6番1号（面接相談は教職員相談室でも可）
- ・予約受付 月曜日～金曜日（祝日等を除く） 8：30～17：00  
電話 087-832-3798

- ★ 教職員からの相談対応について、管理監督者自身のセルフケアについて等、何でもお気軽にご相談ください。（お電話でのご相談もお受けしています。）

### こころの健康相談事業(専門医による面接相談) ※文書、電話による相談はできません。

- ・対 象 者 公立学校共済組合香川支部の組合員
- ・相談費用 年3回まで無料（相談の結果、投薬等治療行為が必要となった場合は、自己負担が生じます。）
- ・利用方法 相談者は希望する相談機関に直接電話予約し、カウンセリングを受けます。  
相談の際は、福利かがわ3月号掲載の「こころの健康相談事業利用券」を持参してください。

#### <相談機関>

相談機関名	電話番号	所在地
こころの相談室ウィズ	0877-46-1011	坂出市室町3-5-28 総合病院 回生病院内
さくらメンタルクリニック	087-844-0231	高松市高松町2412-10 カザ・シエロ・ジ・アムル101号
函子メンタルクリニック	087-870-2355	さぬき市志度2383-1
たなかクリニック	087-812-5556	高松市亀井町3-8A イトビル4F
森岡メンタルクリニック	087-891-9877	木田郡三木町氷上403-5
ゆりのき診療室	087-874-2217	高松市国分寺町国分2090-1

- ★ 専門医が相談に応じます。
- ★ 相談の結果、投薬等治療行為に直ちに移行するケースもあります。組合員証を持参してください。

## 公立学校共済組合本部事業

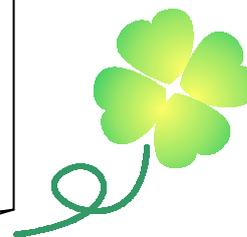
### 教職員健康相談 24(専門スタッフによる電話相談)

24時間、年中無休。無料で組合員とその家族が利用できるフリーダイヤル相談  
(心理カウンセラーによるメンタルヘルスカウンセリングは 9:00~22:00)  
電話番号 0120-24-8349

### 面接によるメンタルヘルス相談(カウンセラーによる面接相談)

希望する場所(県下2カ所)で相談できます。※組合員が利用できます。  
1回約50分で、年5回まで無料です。

面談予約受付時間 平日(祝日等を除く) 9:00~21:00  
土曜日(祝日等を除く) 9:00~16:00  
電話番号 0120-783-269



### 四国中央病院・メンタルヘルス相談

臨床心理士による面接相談(相談無料)※組合員と被扶養者が利用できます。

- ・日時 毎週月・水・木・金曜日 13:00~16:00(予約制)
- ・場所 四国中央病院 四国中央市川之江町2233
- ・予約受付 平日 9:00~17:00  
電話番号 0896-58-3515(代表) 内線705

※ 公立学校共済組合本部規程の交通費の支給があります。

組合員証と印鑑をご持参ください。

来院時に、総合受付で「メンタルヘルス相談」とお申し出ください。

※ 休職されている組合員を対象とした「職場復帰支援プログラム」も実施しています。詳細は、四国中央病院までお問い合わせください。

## その他 県民が利用できる相談窓口

### 勤労者 心の電話相談(香川労災病院)

産業カウンセラーによる職場のメンタルヘルスに関する相談  
平日 14:00~20:00  
電話番号 0877-24-6556(直通)

### こころの電話相談(香川県精神保健福祉センター)

相談受付 平日 9:00~12:00、13:00~16:30  
電話番号 087-833-5560  
メール相談 センターのHP → メニュー(業務) → Eメール相談

### 香川いのちの電話(香川いのちの電話協会)

24時間 年中無休 → 087-833-7830  
毎月10日 8:00~翌日8:00  
→ 0120-738-556



# 職場復帰支援（休業中のケア）フロー

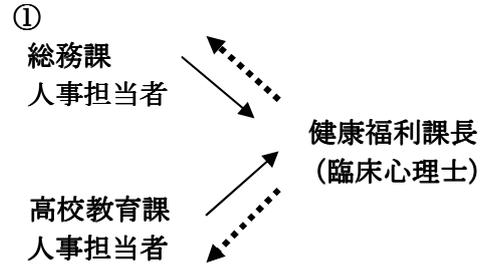
## 1 事務局等・県立学校の場合

### <事務局等>

- ① 所属長は毎月、総務課へ「サービス月例報告書」により病欠休暇等の状況を報告する。(病欠休暇の期間が1週間を超える場合は診断書を添付) →健康福利課
- ② 所属長は、病欠休暇の期間が引き続き1月を超える職員がある場合は、「職場復帰支援希望調書」を健康福利課長あて提出する。→総務課

### <県立学校>

- ① 校長は毎月、総務課（教員及び船員以外分）及び高校教育課（教員及び船員分）へ「サービス月例報告書」により病欠休暇等の状況を報告。(病欠休暇の期間が1週間を超える場合は診断書を添付) →健康福利課
- ② 校長は、病欠休暇の期間が引き続き1月を超える職員がある場合は、「職場復帰支援希望調書」を健康福利課長あて提出する。→高校教育課



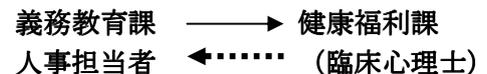
所属長は、希望調書に「希望有」とした場合、健康福利課内（臨床心理士）から連絡を受けた後、職員へのケア（業務上の配慮）などについて面談し、連携を図る。



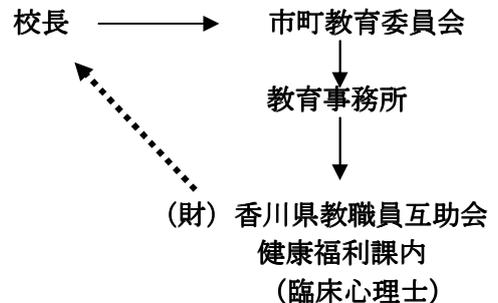
所属長は、定期的に職員と連絡を取り、状況を把握する。

## 2 小・中学校の場合

病欠休暇の期間が引き続き1月を超えるときは、代替措置が必要なことから、市町教育委員会から県教育委員会に報告。(診断書添付) →教育事務所→義務教育課→健康福利課



校長は、病欠休暇の期間が引き続き1月を超える教職員がいる場合は、「職場復帰支援希望調書」を市町教育委員会及び教育事務所を経由して、財団法人香川県教職員互助会理事長あて提出する。→義務教育課



校長は、希望調書に「希望有」とした場合、健康福利課内（臨床心理士）から連絡を受けた後、職員へのケア（業務上の配慮）などについて面談し、連携を図る。

校長は、定期的に職員と連絡を取り、状況を把握する。

(様式)

職 場 復 帰 支 援 希 望 調 書

年 月 日

健康福利課長 殿

所 属 名 \_\_\_\_\_

所属長氏名 \_\_\_\_\_

病気休暇1か月を超える教職員に関する職場復帰支援へのサポートについて

( ) 希望します ・ ( ) 希望しません

(担当)

健康福利課内 財団法人香川県教職員互助会

島原 (臨床心理士)

TEL 087-832-3798 内 5381

## 職場復帰支援プログラム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法第28条第2項第1号に該当し休職している教員（以下「休職者」という。）が復職する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「教員」とは、県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員（再任用職員、臨時的任用及び非常勤職員を除く。）をいう。

2 この要綱で「職場復帰支援プログラム」とは、休職者が復職前にその職務についてウォーミングアップすることをいう。

(職場復帰支援プログラムの実施)

第3条 休職者が、復職後速やかに円滑な職務遂行ができるよう、職場復帰支援プログラムを実施する。

(職場復帰支援プログラムの期間及び場所)

第4条 職場復帰支援プログラムは、原則として、4週間とし、休職者が所属する学校において行う。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮又は延長することができる。

(職場復帰支援プログラム実施の申請等)

第5条 職場復帰支援プログラムを希望する教員は、復職予定日の3ヵ月前を目途に、職場復帰支援プログラム実施願（第1号様式）に診断書（第2号様式）を添え、校長を経由して県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に申請するものとする。

2 前項の場合において、校長は、意見書（第3号様式）を県教育長に提出するものとする。

(職場復帰支援プログラムの承認)

第6条 県教育長は、前条第1項の申請があった場合において、職場復帰支援プログラムを実施することが適当であると認めるときは、これを承認する。

2 県教育長は、前項の承認をしたときは、職場復帰支援プログラム承認書（第4号様式）により、校長を経由して通知する。

(職場復帰支援プログラムの実施)

第7条 校長は、前条第2項の通知があったときは、職場復帰支援プログラム実施計画書（第5号様式）を作成のうえ、県教育長に提出し、職場復帰支援プログラムを実施するものとする。

2 職場復帰支援プログラムの実施にあたっては、当該プログラムにおける事故等に対応するため、保険に加入するものとする。

(職場復帰支援プログラムの記録)

第8条 校長は、職場復帰支援プログラムの実施状況について、職場復帰支援プログラム観察記録（第6号様式）を作成するものとする。

(職場復帰支援プログラムの中止・変更)

第9条 校長は、職場復帰支援プログラムの実施中において必要が生じた場合は、県教育長と協議して当該プログラムを中止し、又は期間を変更することができる。

2 校長は、職場復帰支援プログラムを中止し、又は期間を変更したときは、職場復帰支援プログラム中止・変更報告書(第7号様式)により県教育長に報告するものとする。

(職場復帰支援プログラムの終了)

第10条 校長は、職場復帰支援プログラムを終了したときは、速やかに、職場復帰支援プログラム終了報告書(第8号様式)に職場復帰支援プログラム観察記録を添えて、県教育長に報告するものとする。

(市町教育委員会の経由等)

第11条 第5条第1項の申請、同条第2項の提出、第6条第2項の通知、第7条の提出、第9条第1項の協議及び同条第2項の報告並びに第10条の報告は、市町立学校の場合にあっては市町教育委員会を経由して行うものとする。

2 第5条第1項の申請において、市町教育委員会を経由する場合にあっては、市町教育委員会は、副申書(第9号様式)を県教育長に提出するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、職場復帰支援プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行し、平成15年4月1日以後復職することとなる教員の職場復帰支援プログラムから適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

香川県教育委員会教育長殿

学校名  
職 氏 名 印

## 職場復帰支援プログラム実施願

下記のとおり職場復帰支援プログラムを受けたいので、職場復帰支援プログラム実施要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。

### 記

- 1 復職予定日 年 月 日（ ）
- 2 希望する実施期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
- 3 添付書類 主治医の診断書

## 診 断 書

住所		
氏名	男 ・ 女	年 月 日生（ 歳）
病名		
病状の経過の概要		
職場復帰支援プログラム実施への意見		
職場復帰支援プログラム実施上の配慮		
上記のとおり診断する 年 月 日 所在地 医療機関名 医 師 印		

番 号  
年 月 日

香川県教育委員会教育長殿

市町立 学校長  印  
香川県立 学校長  印

## 職場復帰支援プログラム実施に関する意見書

本校（職 名）（ 氏 名 ）から、別添のとおり職場復帰支援プログラム実施願が提出されました。

については、職場復帰支援プログラム実施要綱第5条第2項の規定に基づき、意見書を提出します。

### 記

校長の意見

第4号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

学校名  
（職 名）（ 氏 名 ） 殿

香川県教育委員会教育長 

## 職 場 復 帰 支 援 プ ロ グ ラ ム 承 認 書

年 月 日付けで申請のあった職場復帰支援プログラムについて、職場復帰支援プログラム実施要綱第6条第1項の規定に基づき承認します。

香川県教育委員会教育長殿

市町立 学校長   
香川県立 学校長 

## 職 場 復 帰 支 援 プ ロ グ ラ ム 実 施 計 画 書

年 月 日付け 第 号で承認のあった職場復帰支援プログラムについて、職場復帰支援プログラム実施要綱第7条の規定に基づき、計画書を提出します。

記

職・氏名		実施予定 期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
支援体制			
週	目 標	実施時間	実 施 内 容
1			
2			
3			
4			
備 考			

第6号様式（第8条関係）

### 職場復帰支援プログラム観察記録

第（ ）週

月日（曜日）	実施時間	実施内容	実施状況
校長所見			

番 号  
年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

市町立 学校長 

香川県立 学校長 

### 職場復帰支援プログラム中止・変更報告書

年 月 日付け 第 号で承認のあった職場復帰支援プログラムについて、下記のとおり中止・変更したので、職場復帰支援プログラム実施要綱第9条第2項の規定に基づき報告します。

#### 記

対 象 者	職・氏名
変更の種類	中止 ・ 期間短縮 ・ 期間延長
当初の実施期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
中止の期日	年 月 日（ ）
期間の変更	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
中止・変更の理由	
校長意見	

※ 理由等が分かる資料があれば添付すること。

番 号  
年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

市町立 学校長

香川県立 学校長

## 職場復帰支援プログラム終了報告書

年 月 日付け 第 号で承認のあった職場復帰支援プログラムが終了したので、  
職場復帰支援プログラム実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

対象者	職・氏名
実施期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
実施後の校長の意見	

※ 職場復帰支援プログラム観察記録を添えること。

第9号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

市町教育委員会 

## 副 申 書

市町立 学校（職名）（氏名）の職場復帰支援プログラム実施願について、  
職場復帰支援プログラム実施要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を添えて副申し  
ます。

記

市町教育委員会の意見

第1号様式

年 月 日

所 属 長 殿

学 校 名

職 ・ 氏名

印

審 査 願 出 書

私の健康状況について、香川県教職員健康審査会において審査して下さるよう別紙  
のとおり診断書を添えてお願いします。

なお、診断書などの健康情報について、審査に使用することを承諾します。

## 診 断 書

氏名	(男・女)	生年月日	昭和・平成	年	月	日	( )歳			
住所	所 属									
診断名(病名)										
<b>治療歴</b>										
初診日	昭和・平成	年	月	日	病院名	( )				
入院・通院	昭和・平成	年	月	日	～ 昭和・平成	年	月	日	病院名	( )
入院・通院	昭和・平成	年	月	日	～ 昭和・平成	年	月	日	病院名	( )
入院・通院	昭和・平成	年	月	日	～ 昭和・平成	年	月	日	病院名	( )
<b>生活歴及び現病歴</b>										
<b>治療概況と経過</b>										
<b>療法及び検査</b>										
<b>現在の症状(身体症状を含む)</b>										
<b>生活能力</b>										
<input type="checkbox"/> (A) 精神症状はなく、職場復帰できる。 <input type="checkbox"/> (B) 精神症状は認めるが、社会生活は普通にできる。 <input type="checkbox"/> (C) 精神症状を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活はできない。 <input type="checkbox"/> (D) その他 ( )										
<b>就業能力</b>										
生活能力(A)(B)に該当する者のうち										
<input type="checkbox"/> (1) 通常の職務が遂行できる。 <input type="checkbox"/> (2) 企画し、責任ある職務を遂行する能力に欠けるが、補助的な仕事ができる。 <input type="checkbox"/> (3) 事務系の職務を遂行する能力に欠けるが、単純な労務系の仕事ならできる。 <input type="checkbox"/> (4) その他 ( )										
<b>復職に関する意見</b>										
<input type="radio"/> 就業上の注意点(対人関係も含む)  <input type="radio"/> 今後の治療方針  <input type="radio"/> 家族への注意点										
平成 年 月 日										
上記のとおり診断します。										
病院または診療所の名称 所 在 地 診療担当医師名										
印										

第3号様式の1

番 号  
年 月 日

香 川 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿

所 属 長 印

審 査 申 出 書

このことについて、香川県教職員健康審査会運営要領第1の2の規定に基づき、下記のとおり審査を申し出ます。

記

1 教職員所属・職・氏名

2 休療養期間 年 月 日から  
( 月 日間)  
年 月 日まで

3 理由 (病名)

4 所属長の意見

第4号様式

観 察 報 告 書

所属名		氏名	(フリガナ)	性別	男 女	職名		担当 (教科又はクラス)	
生年月日	年 月 日 ( ) 歳		採用年月日	年 月 日		授業時間	時間/週	事務分掌	
1 本人における問題となる行動及びその経過			(1) いつごろから問題になったか 年 月 日						
			(2) その状態(職場等における状態を具体的に)						
			(3) その後の職場等における経過と変化						
			イ 日常の言動						
			ロ 対人関係						
2 上記問題に対する観察及び経過			ハ その他						
			(1) 所属長のとった指導・助言と本人の対応						
			年 月	所属長のとった指導・助言				本人の対応	
3 上記問題に対する本人自身の考え、態度			(2) 同僚の助言と本人の対応						
			年 月	同僚の助言				本人の対応	
4 本件で相談した機関、又は本人が受診した病院等、及びその過程			年 月	相談機関 あるいは病院名		相談に行った者		相談結果及び経過	
5 その他 (特に記すべき事項)									

上記のとおり報告します。

年 月 日  
所属長氏名 印

別紙（承諾書）

香川県教職員健康審査会委員長 殿

香川県教職員健康審査会に伴う事前診察について

香川県教職員健康審査会に伴う事前診察を受診するとともに、診察結果を香川県教職員健康審査会に報告することを承諾します。

平成 年 月 日

氏名 印

香川県個人情報保護条例に基づき、事前診察の内容については、当審査会の  
審査目的以外には使用しません。

香川県教職員健康審査会委員長

第9号様式

健康状況報告書 (第 回)

氏名	印	男・女	年 月 日生	歳
住所		電話		
病名		現在の区分		
治療開始 年 月 日	年 月 日	入院期間		
現在の治療 状況	1 入院中 2 自宅療法 3 通院治療中 (週 回) 4 経過観察中 5 治療なし 6 その他 (具体的に)	自宅療養期間		
		現在の健康状態 等		
今後の見通し				

所属長の意見	年 月 日
	所属長氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

備考 1 医師の診断書を添付すること。

2 結核性疾患の場合は、レントゲン検査及び<sup>かくたん</sup>喀痰検査の結果を添付すること。

## 職場復帰後支援計画

年 月 日～年 月 日

対象職員	氏名	職場復帰日	年 月 日
<b>1. 業務サポートの内容と方法</b> ● 受け入れ体制（教職員への説明等）  ● 支援の役割分担（支援パートナー、管理監督者の役割等）			
<b>2. 業務内容や業務量の変更</b> ● 校務分掌（担任、部活動等）  ● 業務量は、休職前の（ ）割程度とする			
<b>3. 勤務制限（○をつける） … 要 ・ 不要 → 要の場合は、以下の項目をチェック</b> ● 出張 … 禁止 ・ 制限（制限の内容） ● 時間外勤務 … 禁止 ・ 制限（制限の内容） ● 休日出勤 … 禁止 ・ 制限（制限の内容）			
<b>4. 公務における自動車運転（○をつける）</b> 禁止 ・ 制限（制限の内容） ・ 特に制限なし			
<b>5. 治療上必要なその他の配慮</b> ● 受診のための年休取得等 … 要 ・ 不要 要の場合 → <頻度> 毎週 ・ 隔週 ・ その他（ ） <曜日> （ ）曜日 ・ 不定期			
<b>6. 勤務時間短縮（○をつける）… 要 ・ 不要 → 要の場合は、以下の項目をチェック</b> ● 遅出（年休取得） … （ ）時間 ・ 復帰後（ ）日目まで ● 早退（年休取得） … （ ）時間 ・ 復帰後（ ）日目まで			
<b>7. 医師（主治医、産業医（保健管理医））による医学的見地からの意見</b> ● 安全配慮義務に関する助言  ● その他職場復帰に関する意見			
<b>8. フォローアップ</b> ● 本人との面談 … 毎週（ ）曜日・（ ）時から約（ ）分間、場所（ ） ● 勤務制限の見直しを行う時期 … （ ）週間後			
<b>9. その他（本人が行う事項等）</b>			

※ この「職場復帰後支援計画」は、約1か月ごとに見直しを行い、作成する。

## 6 参考文献・資料

### <参考文献>

- ・ 日本産業精神保健学会. メンタルヘルスと職場復帰支援ガイドブック. 中山書店; 2005
- ・ 武藤清栄. 部下を持つ人のメンタルヘルスがわかる本. 日本能率協会マネジメントセンター; 2007
- ・ 川上憲人, 堤明純監修. 職場におけるメンタルヘルスのスペシャリスト BOOK. 培風館; 2007
- ・ 前田陽司, 河下太志, 渡部卓. メンタルヘルス対策の実務と法律知識. 日本実業出版社; 2008

### <参考資料>

- ・ 厚生労働省. 改訂 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き. 2009
- ・ 香川県教育委員会. 香川県教職員の心の健康づくり計画. 2007
- ・ 香川県教育委員会. 職場復帰支援プログラム実施要綱. 2010
- ・ 香川県教育委員会. 香川県教職員健康審査会要綱. 2010
- ・ 香川県. こころいきいきプラン ～「香川県教職員の心の健康づくり計画」～. 2006
- ・ 岡山県教育委員会. 管理職のためのメンタルヘルスブック. 2002
- ・ 岡山県教育委員会. 管理職のための復帰支援マニュアル. 2005

### <関係法規・指針等>

- ・ 労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年3月 厚生労働省策定）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成15年5月制定、平成17年4月から施行）
- ・ 雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年7月 厚生労働省告示第259号）
- ・ 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（平成16年10月 厚生労働省労働基準局長通達）

